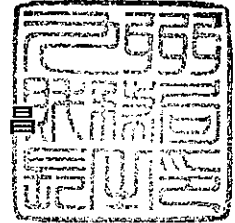


九財宿括第53号
平成22年10月29日

関係機関各位

九州財務局長 井川 裕



競争参加者の資格審査について

標記のことについて、別添「公示」(写)のとおり申請書類の受付を実施しますので、関係業者への周知方よろしくお願い致します。

競争参加者の資格に関する公示

平成23・24年度において財務省関係機関（財務省本省・財務（支）局・税関・国税庁・国税局）の競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

平成22年10月29日

審査部局長

北海道財務局長	渥美 恭弘
東北財務局長	岡部 憲昭
関東財務局長	森川 卓也
北陸財務局長	春山 芳司
東海財務局長	坂本 正喜
近畿財務局長	山崎 穰一
中国財務局長	吉村 宗一
四国財務局長	坂上 正人
九州財務局長	井川 裕昌
福岡財務支局長	有働 忠明

◎ 調達機関番号 015

◎ 所在地番号 01、04、11、17、23、27、34、37、40、43

1 契約の種類及び業種の区分
競争参加資格を得ようとする者の契約の種類及び調達されるサービスの業種の区分は次のとおりとする。

[掲載の順序 契約の種類：業種の区分]

(1) 建設工事（総合建設工事）：

1 土木一式工事 2 建築一式工事

(2) 建設工事（総合建設工事以外の工事）：

1 大工工事 2 左官工事 3 とび・土
工・コンクリート工事 4 石工事 5 屋
根工事 6 電気工事 7 管工事 8 タ

イル	れんが	ブロック	ク工事	9	鋼構造	物
工事	10	鉄筋	工事	11	ほ装	工事
ゆんせつ	工事	13	板金	工事	14	ガラス
事	15	塗装	工事	16	防水	工事
仕上	工事	18	機械器具	設置	工事	19
縁	工事	20	電気通信	工事	21	造園
22	さく井	工事	23	建具	工事	24
設	工事	25	消防	施設	工事	26
事	27	その他				

(3) 測量・建設コンサルタント等 :

1	測量	2	建築	士事務所	3	建設	コン
サル	タント	4	地質	調査	5	補償	コン
ル	タント	6	土地	家屋	調査	7	計量
8	その他						証明

2 申請の時期

平成22年12月1日から平成23年1月14日までは集中受付期間とする(郵送による場合は当日消印有効)。ただし、行政機関の休日を除くものとする。なお、上記期間以降においても随時受付を行うが、平成23年4月1日以降の入札に合わない場合もあるので、留意すること。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

① 持参又は郵送による申請
 各財務(支)局所定の「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)」及び「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)」を、別記1に掲げる配布場所において、競争参加資格を得ようとする者に配布する。

また、インターネットにより各財務
(支)局ホームページにアクセスし、申請
書を出力することもできる。

② インターネットによる申請(建設工事のみ)

別記2のホームページアドレスへ平成22
年11月1日から平成22年11月30日までの間
にパスワードを請求し、その入手したパス
ワードを用いて平成22年11月1日から平成
23年1月14日までの間に申請用データの作
成に必要な入力プログラムをダウンロード
して得るものとする。

(2) 申請書の提出方法

① 持参又は郵送による申請

各財務(支)局単位で付与する競争参加資
格は、各財務(支)局が管轄する区域内にお
ける財務省関係機関に対して有効なものとな
るので、持参又は郵送(但し書留郵便とす
る。)による申請者(建設工事の申請者が経
常建設共同企業体の場合においては、その代表
者)は、申請書に持参又は郵送による申請の
添付書類を添付した上で、希望する区域内の
別記1に掲げる提出場所のうちいずれか1
カ所に提出することとする。

② インターネットによる申請(建設工事のみ)

インターネットを使用して建設工事の競争
参加資格を申請する者は、3の(1)の②で得た
入力プログラムを用いて作成した申請データ
を、平成22年12月1日から平成23年1月14日
までの間に別記2のホームページアドレスへ
アクセスし、パスワードを用いて送信するも

のとする。この場合において、添付書類として証明年月日を平成22年10月15日以降とする。国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式納税証明書（その3）、納税証明書（その3の2）、又は別紙第9号書式納税証明書（その3の3）（以下「納税証明書その3等」という。）のいずれかを別記4に掲げる送付先にファクシミリにより、或いは証明年月日を平成22年10月15日以降とする「納税証明書その3等」を上記プログラムから送信するものとする。

なお、添付書類中の「写し」とは、原本書類と原寸大であり、かつ、鮮明であるものの期を有効な添付書類とするほか、集中受付期間内に「納税証明書その3等」が送信されない場合には、送信された申請用データは受理できなかつたものとする。

(3) 持参又は郵送による申請の添付書類

① 契約の種類 建設工事

- (a) 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する総合評定値通知書の写し
- (b) 工事経歴書
- (c) 営業所一覧表
- (d) 納税証明書その3等又はその写し
- (e) 建設共同企業体協定書の写し（経常建設共同企業体による場合に限る。）
- (f) 適格組合証明書の写し（官公需適格組合による場合に限る。）
- (g) 企業集団及び企業集団についての数値審査等認定書の写し（グループ経営事項審査の結果による場合に限る。）

(h) 企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書の写し（持株会社化経営事項審査の結果による場合に限る。）

(i) 合併等に係る契約書の写し（合併等により新たに設立された会社等による場合に限る。）

なお、「物品の製造・販売業者等のうち、『畳工事』、『厨房工事』、『衛生施設等の工業事』に準ずる行為を行う者」又は「建設業たる者」については、(a)の書類に代えて、次の

(j)～(k)の書類を添付するものとす。

(j) 登記事項証明書又はその写し（法人の場合）

(k) 財務諸表類（直前2年度分）
平成21・22年度において競争参加資格の等級決定を受けている建設業者で、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者のうち、更生手続及び再生手続（以下「更生手続等」という。）の開始の決定以後に再度の競争参加資格の申請を行う者については、次の(1)～(n)の書類を合わせて添付するものとす。

(1) 更生手続等開始の決定書の写し

(m) 貸借対照表及び損益計算書

(n) 更生手続等開始の決定時以降に定款、役員等の変更があった場合は、当該変更を証明する書類

② 契約の種類 測量・建設コンサルタント等

(a) 測量等実績調書

(b) 技術者経歴書

(c) 営業所一覧表

(d) 登記事項証明書又はその写し（法人の場合）

(e) 登録証明書等又はその写し（各種登録規程等法令に基づき登録等を受けていることを証明する書類）

(f) 納税証明書その3等又はその写し

(g) 財務諸表類（直前2年度分）

(4) 申請書等の作成に用いる言語等

① 申請書及び財務諸表は、日本語で作成する。なお、その他の書類で外国語により記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

② 添付書類のうち金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

4 競争に参加する者できない者

(1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(2) 次の各号の1に該当すると認められる者でその事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。）

① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な

- 価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行するのを妨げた者
- ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- ⑥ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書若しくは添付書類又は資格審査用データ中の資格決定に関する重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- ⑦ 建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23の規定による経営事項審査（告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。）第1第1号の2に規定する審査基準日が一般競争（指名競争）参加資格の申請をす日（ただし、物品の製造・販売業者等のうち、『工事』、『厨房工』、『衛生施設等の工事』に準ずる行為を行う者）又は「建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項ただし書の規定により建設業者とみなされる者」について除く）
- ⑧ ⑦に記載する審査を受けている者のうち、3（2）に掲げるいれかの方によつて申請を行う場合において、建設業法施行規則第21条の4に規定する総合評定値通知を受けていない者
- 5 競争参加者の資格及びその審査

- (1) 競争に参加できる者の資格審査は、別記1の窓口において閲覧に供する付与数値表の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもつて行うものとする。
- (2) 競争に参加できる者の資格は、上記(1)の合計点により別記3の区分(1)に基づいて格付けをす。
- (3) 競争に付そうとする契約の予定価格が、別記3に掲げる範囲(別記3の1~3の(2)をいう。)に該当する競争に参加するためには、原則として、別記3に掲げる等級に格付けされていることを要するものとする。

6 資格審査結果の通知

「等級決定通知書」により通知(郵送)する。

7 資格の有効期間及び更新手続

- (1) 競争参加資格の有効期間は、資格を付与された日から平成25年3月31日までとする。
なお、集中受付により資格を付与される日は、原則、平成23年4月1日とする。
- (2) 有効期間の更新手続 上記(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成24年中に平成25・26年度の資格審査の公示を予定しているので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

8 競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先

別記1の申請書の配布及び提出場所に同じ。

9 その他

- (1) 申請書類(契約の種類:建設工事及び測量等)を提出し、決定された資格は、申請書を提出した財務(支)局が管轄する地域内の複数の財務省関係機関(財務省本省・財務(支)局・税関・国税庁・国税局)に対して有効である。

(2) 一の地区の財務省関係機関に申請書類を提出した者で、他の地区とす（指名競争決定）を、申請関係機関に提出し、提出者に代え「一般競争」とす（指名競争決定）を提出すればよいものとする。

(3) インターネットの使用により建設工事の申請ができな場合
次の各号に掲げる場合には、インターネットの使用により建設工事の申請ができないものとする。

① 申請者が建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない場合

② 申請者が競争参加資格申請の直前に通知を受けた経営事項審査の審査基準日が平成21年6月30日以降のもので、経営事項審査の総合評定値通知を受けていない場合

③ 申請者が経常建設共同企業体として申請する場合

④ 事業協同組合で特例計算を希望する場合
⑤ 協業組合・企業組合で一定の組合員に

する書類を提出する場合
⑥ 合併会社等で、新たに申請を行う場合（合併等の後、既に認定を受けている場合は除く。）

⑦ 申請者が会社更生法に基づき更生手続き開始決定又は民事再生法に基づき更生手続き開始決定を受けた者の再認定を受け、又は競争参加資格の再認定を受け、又は審査申請者がグールズ審査を受ける場合

⑧ 申請者がグールズ審査を受ける場合

- (4) 一の発注機関において、同一業種内での經常建設共同企業体の登録申請及びその構成員が単体企業として行う登録申請については、同時登録を認めない（經常建設共同企業体として登録を希望しない業種については、各単体企業としての登録は可能。）。

別記 1 申請書の配布及び提出場所

[掲載順序 (1) 都道府県名 (2) 配布及び提出場所 (3) 所在地]

1 北海道地区（北海道財務局管轄区域）

(1) 北海道

(2) 北海道財務局管財部第1統括国有財産管理官

(3) 〒060 - 8579 札幌市北区北八条西2丁目

札幌第1合同庁舎

(2) 函館財務事務所管財課

(3) 〒040 - 0032 函館市新川町25 - 18

函館地方合同庁舎

(2) 旭川財務事務所管財課

(3) 〒078 - 8503 旭川市宮前通東4155 - 31

旭川地方合同庁舎

(2) 釧路財務事務所管財課

(3) 〒085 - 8649 釧路市幸町10丁目3

釧路地方合同庁舎

(2) 帯広財務事務所管財課

(3) 〒080 - 0015 帯広市西五条南6丁目

(2) 北海道財務局小樽出張所管財課

(3) 〒047 - 0007 小樽市港町5 - 2

小樽地方合同庁舎

(2) 北海道財務局北見出張所管財課

(3) 〒090 - 0018 北見市青葉町6 - 8

北見地方合同庁舎

- 2 東北地区（東北財務局管轄区域）
- (1) 青森県
- (2) 青森財務事務所総務課経理係
- (3) 〒030 - 8577 青森市新町 2 - 4 - 25
青森合同庁舎
- (1) 岩手県
- (2) 盛岡財務事務所総務課経理係
- (3) 〒020 - 0023 盛岡市内丸 7 - 25
盛岡合同庁舎
- (1) 宮城県
- (2) 東北財務局総務部会計課経理係
- (3) 〒980 - 8436 仙台市青葉区本町 3 - 3 - 1
仙台合同庁舎
- (1) 秋田県
- (2) 秋田財務事務所総務課経理係
- (3) 〒010 - 0951 秋田市山王 7 - 1 - 4
秋田第2合同庁舎
- (1) 山形県
- (2) 山形財務事務所総務課経理係
- (3) 〒990 - 0041 山形市緑町 2 - 15 - 3
- (1) 福島県
- (2) 福島財務事務所総務課経理係
- (3) 〒960 - 8018 福島市松木町 13 - 2
- 3 関東地区（関東財務局管轄区域）
- (1) 茨城県
- (2) 水戸財務事務所総務課経理係
- (3) 〒310 - 8566 水戸市北見町 1 - 4
- (1) 栃木県
- (2) 宇都宮財務事務所総務課経理係
- (3) 〒320 - 8532 宇都宮市桜 3 - 1 - 10
- (1) 群馬県
- (2) 前橋財務事務所総務課経理係

- (3) 〒371 - 0026 前橋市大手町2 - 10 - 5
前橋合同庁舎
- (1) 埼玉県
 - (2) 関東財務局総務部会計課経理係
 - (3) 〒330 - 9716 さいたま市中央区新都心1 - 1
さいたま新都心合同庁舎1号館
- (1) 千葉県
 - (2) 千葉財務事務所総務課経理係
 - (3) 〒260 - 8607 千葉市中央区椿森5 - 6 - 1
- (1) 東京都
 - (2) 東京財務事務所総務課経理係
 - (3) 〒113 - 8553 文京区湯島4 - 6 - 15
湯島地方合同庁舎
- (1) 神奈川県
 - (2) 横浜財務事務所総務課経理係
 - (3) 〒231 - 8412 横浜市中区北仲通5 - 57
横浜第2合同庁舎
- (1) 新潟県
 - (2) 新潟財務事務所総務課経理係
 - (3) 〒951 - 8114 新潟市中央区営所通二番町692 - 5
新潟財務総合庁舎
- (1) 山梨県
 - (2) 甲府財務事務所総務課経理係
 - (3) 〒400 - 0024 甲府市北口1 - 4 - 10
- (1) 長野県
 - (2) 長野財務事務所総務課経理係
 - (3) 〒380 - 0846 長野市旭町1108
長野第2合同庁舎
- 4 北陸地区 (北陸財務局管轄区域)
 - (1) 富山県
 - (2) 富山財務事務所総務課経理係

- (3) 〒930 - 8554 富山市丸の内 1 - 5 - 13
富山丸の内合同庁舎
- (1) 石川県
- (2) 北陸財務局会計課経理係
- (3) 〒921 - 8508 金沢市新神田 4 - 3 - 10
金沢新神田合同庁舎
- (1) 福井県
- (2) 福井財務事務所総務課経理係
- (3) 〒910 - 8519 福井市宝永 2 - 4 - 10
- 5 東海地区 (東海財務局管轄区域)
- (1) 岐阜県
- (2) 岐阜財務事務所管財課
- (3) 〒500 - 8716 岐阜市金竜町 5 - 13
岐阜合同庁舎
- (1) 静岡県
- (2) 静岡財務事務所管財課
- (3) 〒420 - 8636 静岡市葵区追手町 9 - 50
静岡地方合同庁舎
- (2) 静岡財務事務所沼津出張所管財課
- (3) 〒410 - 0831 沼津市市場町 9 - 1
沼津合同庁舎
- (1) 愛知県
- (2) 東海財務局管財部宿舍総括課
- (3) 〒460 - 8521
名古屋市中区三の丸 3 - 3 - 1
- (1) 三重県
- (2) 津財務事務所管財課
- (3) 〒514 - 8560 津市桜橋 2 - 129
- 6 近畿地区 (近畿財務局管轄区域)
- (1) 滋賀県
- (2) 大津財務事務所管財課宿舍班
- (3) 〒520 - 0037 大津市御陵町 3 - 5

- (1) 京都府
 - (2) 京都財務事務所管財課宿舍班
 - (3) 〒606 - 8395 京都市左京区丸太町川端東入ル
東丸太町34 - 12
京都第2地方合同庁舎
 - (2) 京都財務事務所舞鶴出張所統括国有財産管理官業務3班
 - (3) 〒625 - 0036 舞鶴市字浜3 - 1
- (1) 大阪府
 - (2) 近畿財務局管財部宿舍技術調整官契約班
 - (3) 〒540 - 8550 大阪府中央区大手前4 - 1 - 76
大阪合同庁舎第4号館
- (1) 兵庫県
 - (2) 神戸財務事務所管財課宿舍班
 - (3) 〒650 - 0024 神戸府中央区海岸通29
神戸地方合同庁舎
- (1) 奈良県
 - (2) 奈良財務事務所管財課宿舍班
 - (3) 〒630 - 8213 奈良市登大路町81
奈良合同庁舎
- (1) 和歌山県
 - (2) 和歌山財務事務所管財課宿舍班
 - (3) 〒641 - 0044 和歌山市今福1 - 3 - 35
- 7 中国地区 (中国財務局管轄区域)
 - (1) 鳥取県
 - (2) 鳥取財務事務所管財課
 - (3) 〒680 - 0845 鳥取市富安2 - 89 - 4
鳥取第1地方合同庁舎
 - (1) 島根県
 - (2) 松江財務事務所管財課
 - (3) 〒690 - 0841 松江市向島町134 - 10
松江地方合同庁舎

(1) 岡山県

(2) 岡山財務事務所管財課

(3) 〒700 - 8555 岡山市北区桑田町1 - 36

岡山地方合同庁舎

(2) 岡山財務事務所倉敷出張所管財課

(3) 〒712 - 8062 倉敷市水島北幸町2 - 2

(1) 広島県

(2) 中国財務局管財部宿舍総括課

(3) 〒730 - 8520 広島市中区上八丁堀6 - 30

広島合同庁舎第4号館

(2) 中国財務局呉出張所管財課

(3) 〒737 - 0028 呉市幸町6 - 6

(1) 山口県

(2) 山口財務事務所管財課

(3) 〒753 - 8526 山口市中河原町6 - 16

山口地方合同庁舎

(2) 山口財務事務所下関出張所管財課

(3) 〒750 - 0025 下関市竹崎町4 - 6 - 1

下関地方合同庁舎

8 四国地区 (四国財務局管轄区域)

(1) 徳島県

(2) 徳島財務事務所総務課経理係

(3) 〒770 - 0941 徳島市万代町3 - 5

徳島第2地方合同庁舎

(1) 香川県

(2) 四国財務局総務部会計課経理係

(3) 〒760 - 8550 高松市中野町26 - 1

(1) 愛媛県

(2) 松山財務事務所総務課経理係

(3) 〒790 - 0808 松山市若草町4 - 3

松山若草合同庁舎

(1) 高知県

- (2) 高知財務事務所総務課経理係
- (3) 〒780 - 0842 高知市追手筋 2 - 7 - 3
- 9 北九州地区 (福岡財務支局管轄区域)
- (1) 福岡県
 - (2) 福岡財務支局管財部宿舍総括課
 - (3) 〒812 - 0013 福岡市博多区博多駅東 2 - 11 - 1
福岡合同庁舎本館
 - (2) 福岡財務支局小倉出張所管財課総務係
 - (3) 〒803 - 0813 北九州市小倉北区内 5 - 3
小倉合同庁舎
- (1) 佐賀県
 - (2) 佐賀財務事務所総務課経理係
 - (3) 〒840 - 0801 佐賀市駅前中央 3 - 3 - 20
佐賀第2合同庁舎
- (1) 長崎県
 - (2) 長崎財務事務所総務課経理係
 - (3) 〒852 - 8145 長崎市昭和 3 - 256 - 9
 - (2) 長崎財務事務所佐世保出張所管財課総務係
 - (3) 〒857 - 0041 佐世保市木場田町 2 - 19
佐世保合同庁舎
- 10 南九州地区 (九州財務局の管轄区域のうち、
福岡財務支局の管轄区域を除いた区域)
- (1) 熊本県
 - (2) 九州財務局管財部宿舍総括課
 - (3) 〒860 - 8585 熊本市二の丸 1 - 2
熊本合同庁舎
(平成22年12月24日まで)
〒860 - 8585 熊本市春日 2 - 10 - 1
熊本地方合同庁舎
(平成22年12月27日から)
- (1) 大分県

(2) 大分財務事務所管財課

(3) 〒870-0016 大分市新川町2-1-36

大分合同庁舎

(1) 宮崎県

(2) 宮崎財務事務所管財課

(3) 〒880-0805 宮崎市橘通東3-1-22

宮崎合同庁舎

(1) 鹿児島県

(2) 鹿児島財務事務所管財課

(3) 〒892-0816 鹿児島市山下町13-21

鹿児島合同庁舎

(2) 鹿児島財務事務所名瀬出張所統括国有財産
管理官

(3) 〒894-0036 奄美市名瀬長浜町1-1

名瀬合同庁舎

別記2 建設工事の競争参加資格審査申請用イン
ターネット受付専用ホームページURL

<https://www.pqr.mlit.go.jp/>

別記3 業種別等級区分及び予定価格の範囲

[掲載順序 業種の区分 (1)付与数値：等級
(2)予定価格の範囲]

1 建設工事（総合建設工事）

(1) 1,250以上 : A

1,100以上 1,250未満 : B

850以上 1,100未満 : C

850未満 : D

(2) A : 72,000万円以上

B : 30,000万円以上 72,000万円未満

C : 6,000万円以上 30,000万円未満

D : 6,000万円未満

2 建設工事（総合建設工事以外の工事）

(1) 900以上 : A

700 以上 900 未満 : B

700 未満 : C

(2) A : 1,500 万円以上

B : 500 万円以上 1,500 万円未満

C : 500 万円未満

3 測量・建設コンサルタント等

(1) 145 以上 : A

85 以上 145 未満 : B

30 以上 85 未満 : C

(2) A : 1,000 万円以上

B : 350 万円以上 1,000 万円未満

C : 350 万円未満

別記 4 送付先

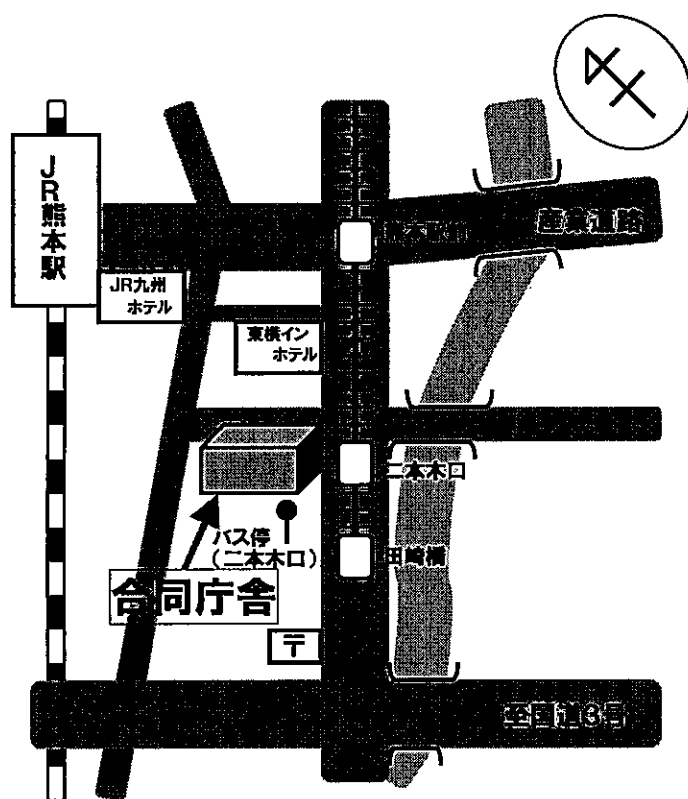
インターネット一元受付ヘルプデスク

ファクシミリ番号 082-502-9112

九州財務局 移転のお知らせ

九州財務局は、「熊本地方合同庁舎」へ移転しますので、お知らせ致します。

新庁舎での業務は、平成22年12月27日(月)からです。
現庁舎では12月24日(金)まで業務を行います。



◆新住所

〒860-8585
熊本市春日2丁目10番1号
熊本地方合同庁舎 7階、8階

◆電話番号 (代表)

096-353-6351
(変更ありません)

◆FAX

096-324-0926
(変更ありません)

お問い合わせ先
九州財務局総務部財務広報相談官
096-353-6351 (内線 3030、3031)